

## 1 業務委託名

令和8年度（2026年度）宇城地域魅力発信強化業務

## 2 業務の目的

宇城地域は、県内の二大観光地の一つである天草への通過点となっているため、当該地域を目的地の一つに組み入れ、滞留時間の延長や観光消費額の増加を図る必要がある。

そのため、宇城地域観光推進協議会では公式Instagram「うきたび」を活用し、広く地域の魅力を発信しているところだが、適時適切な情報の発信ができていない状況にある。

そのような中、本年、熊本デスティネーションキャンペーンの開催、また、宇城地域3市町と台南市との友好交流協定締結に伴う台湾人観光客の増加等を好機と捉え、より旅行者のニーズに合った情報を効率的かつ効果的に届け、宇城地域への来訪意識を向上させることが重要である。

そこで、宇城地域の自然、暮らし、歴史、文化、人などの魅力を、画像・動画・音などを用いた投稿コンテンツとして日本語及び繁体字で効果的に発信し、「行ってみたい場所」として興味関心を高め、誘客促進につなげる。

また、公式SNSから多言語対応の「うと・うき・みさとスマートガイド」へ誘導し、動画や音声で地域の魅力を体験できる機会を創出する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

## 4 業務委託内容

宇城地域の自然、暮らし、歴史、文化、人などの強みや独自性等を活かしたコンテンツ(写真・動画・紹介文)を日本語及び繁体字で制作し、閲覧者の目を引く投稿を定期的に行う。

### (1) 対象のSNSアカウント

- ① 媒体：Instagram、フェイスブック（同一内容）
- ② アカウント名：うきたび
- ③ 運営主体：宇城地域観光推進協議会
- ④ フォロワー数：Instagram 2,223人、フェイスブック 2,565人

### (2) 言語

日本語及び繁体字（同一アカウント内で併記）

### (3) 投稿の種類と頻度

- ① フィード投稿：1週間に2回
- ② ストーリーズ投稿：フィード投稿時

### (4) 投稿期間

令和8年（2026年）8月から令和9年（2027年）2月まで7か月間

（5）投稿内容

- ① 宇城地域の自然、暮らし、食、人、歴史文化
- ② 宇城地域の観光スポットや体験型コンテンツ
- ③ 台湾インバウンドの興味を引くコンテンツ

（6）投稿内容の選定

- ・翌月の投稿内容案及び投稿スケジュールについて、月1回、委託者と打合せを行い、協議すること。
- ・投稿内容案の作成に際し、宇城地域内の情報を収集し、企画すること。
- ・受託者は投稿結果を分析し、現状の課題や対策に関する提案を行うこと。

（7）取材・撮影

- ・投稿する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。
- ・取材の際は、事前に受託者がアポイントを取ること。または、取材先の許可を得ること。
- ・地域在住者も活用し、日々の暮らしや風景も発信すること。
- ・投稿に使用する写真及び動画は、原則、本業務の中で新たに撮影すること。ただし、委託者又は受託者が過去に撮影した素材や取材先等から提供された素材など、既存の素材も使用可とする。
- ・写真や動画、BGM等の使用に関して、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用すること。また、許諾が必要な場合は、受託者にて手続きを行うこと。
- ・投稿に使用する写真や動画の解像度は、横1080ピクセル×縦1920ピクセル以上とする。

（8）編集・記事作成

- ・リール投稿の動画は30～60秒程度を基本とし、縦型動画で、アスペクト比は9:16とする。
- ・動画には、効果的な音楽や効果音、文字の挿入を行うこと。
- ・投稿記事は、単なる紹介文とならないように留意し、ターゲットの興味関心を高める内容となるよう工夫すること。
- ・公式アカウントのメンション及びハッシュタグ追加を行うこと。ハッシュタグについては、当協議会のアカウントに合致するものとする。
- ・なお、熊本デスティネーションキャンペーン期間中（7月～9月）は、ハッシュタグ「熊本デスティネーションキャンペーン」を付記すること。

（9）投稿

- ・委託者との打合せにより決定した投稿内容を基に、具体的な投稿案を作成し、委託者の承認を得たうえでアカウントに投稿すること。
- ・ターゲットに広く見てもらい、来訪してもらえよう、投稿内容等に応じて投稿時期や投稿時間を設定するなど、適切なタイミングで投稿すること。
- ・委託者より投稿内容、投稿文、ハッシュタグおよび位置情報等の内容に関

して指摘があった場合、修正等の対応を取ること。

(10) SNSアカウントに対するコメント確認の実施

投稿に対するコメントへの対応は原則、不要とする。ただし、質問やネガティブな反応を発見した場合は、速やかに委託者に報告の上、対応を協議すること。

(11) 投稿素材等の管理

投稿写真およびスケジュール表等、投稿に関するものは委託者が用意したGoogle Driveにおいて双方で管理するものとする。

(12) レポート作成

以下①～⑥のデータを収集・整理し、毎月の結果を翌月末までに電子データ(Excel)でレポートを提出すること。

- ① 投稿日時
- ② 投稿内容（写真、投稿文）
- ③ InstagramおよびFacebookそれぞれのリーチ数、いいね数、シェア数、保存数、エンゲージメント率など
- ④ フォロワーの属性（性別、年代、居住地）
- ⑤ フォロワー数の増減（グラフ）
- ⑥ 投稿カテゴリごとのエンゲージメント率、保存数など

(13) 宇城地域観光推進協議会担当職員向け研修の実施

情報発信担当職員向けの研修会を最低1回実施すること。

## 5 企画提案を求める事項

公式Instagram「うきたび」の現状の課題分析を行い、宇城地域に「行ってみたい」と感じられるよう、定量・定性の両面を伸ばす目標設定、運用方針、目標フォロワー数を提案すること。

## 6 成果物

業務完了後、速やかに以下の関係書類を提出すること。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) 投稿画像及び動画等は、別途電子媒体（写真はJPEG形式、動画はMP4形式）で納品すること。

## 7 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該

著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 成果物は、1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

## 8 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生じる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

## 9 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者と協議すること。協議・決定事項は受託者で記録を作成し、速やかに委託者と共有すること。
- (2) 本業務において知り得たいかなる個人情報の目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。